

# 2018年に施行された観光事業にかかわる 法制改正の背景の考察

廣岡裕一

## 〈Summary〉

This paper discusses the developments which led the Japanese government to revise several laws concerning the tourism industry during 2018. In this year three laws were amended: the Guide-Interpreter Business Law, the Travel Agency Law and the Hotel Business Act; and one new law was made and put into effect: the Private Lodging Business Act. These changes seem to be the result of the increasing number of inbound tourists in Japan and the development of the infrastructure in communication technology and the distribution system of information. This paper will show the process and the factors which led to these changes in legislation related to the tourism industry in Japan.

## 1. はじめに

本稿は、観光事業にかかわる法について、2018年に制定または改正法が施行された部分につき、その背景を考察し、法案成立にいたる過程について検証する。取り上げる法律は、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）、旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）、及び新たに制定された住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）である。

これらの法律を取り上げるのは、2015年の訪日外国人旅行者数は、過去最高であった2014年の1,341万人をさらに上回り、1,974万人（対前年比47.1%増<sup>1)</sup>となり、その後も、過去最高を更新した続け、2018年は、3,119万人<sup>2)</sup>となったものの、我が国の宿泊業、旅行業などの観光産業は、インバウンド市場の急速な拡大や国内外の旅行者のニーズの多様化などに必ずしも応えられていない面があるとの指摘がなされ<sup>3)</sup>、その対応として、観光庁は、平成28年度に講じようとする施策に、観光関係の規制・制度の総合的な見直しを挙げ、その対象として、通訳案内士、ランドオペレーター、宿泊業、旅行業の規制・制度の見直しを示している<sup>4)</sup>ためである。そして、これらの法律の成立過程を検証することで、観光産業にかかる政策の決定要素を明らかにすることが本稿の目的である。

## 2. 対象法改正点の概要

### 1) 通訳案内士法

改正通訳案内士法は、2017年8月18日公布され、2018年1月4日に施行された。

今回の最大の改正点は、旧第36条で「通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない」と規定されていた通訳案内士でない者の業務の制限の削除で、これにより、通訳案内士法による通訳案内士の資格を有する者のみが、通訳案内を業として行うことができるという業務独占が廃止された。一方、通訳案内士の名称を通訳案内士のみが用いることができることを定めた、旧第37条における名称の使用制限の規定は残され（第52条・第60条）名称独占は維持された。

そして、これまでの通訳案内士は、全国通訳案内士とされ（第3条）、報酬を得て、通訳案内を業として行う（第2条第1項）資格となった。加えて、地域通訳案内士業務区域として定められた区域内で、報酬を得て、通訳案内を業として行う（第2条第2項）資格として、新たに「地域通訳案内士」が創設（第3章）された。

また、全国通訳案内士試験の筆記試験に「通訳案内の実務」が加えられ（第6条）、全国通訳案内士は、一定の期間ごとに、通訳案内研修を受ける義務が課された（第30条）。

### 2) 旅行業法

改正旅行業法は、前述の通訳案内士法と同じく、2017年8月18日公布され、2018年1月4日に施行された。

今回の旅行業法の主要な改正点は次の2点である。

まず、旅行サービス手配業の登録制度が創設された。「旅行サービス手配業」とは、報酬を得て、旅行者（外国の旅行業を含む）のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為を行う事業である（第2条第6項）。ただし、日本国外の当該サービスについての同行など除かれる（施行規則（以下規）第1条）。旅行サービス手配業に関しては、第2章に第2節として、旅行サービス手配業が加えられ、旅行サービス手配業務取扱管理者の選任（第28条）や旅行サービス手配業務に関し取引をする者と旅行サービス手配業務に関し契約を締結したときに書面を交付する義務（第30条）などが定められる。

次に、地域限定旅行業務取扱管理者の創設である。旅行業務取扱管理者試験の種類に、地域限定旅行業務管理者試験が追加された（第11条の3第2項）。また、旅行者等は、営業所に、1人以上旅行業務取扱管理者を選任しなければならない（第11条の2第1項）が、地域限定旅行業で一定の場合には複数の営業所で1人の選任で認められることとした（第11条の2第5項、規第10条の2、規第10条の3）。

このほか、取引条件の説明や書面の交付の際の記載事項に通訳案内士の同行の有無を加える

(第12条の4第2項、第12条の5第1項)などの改正がなされた。

### 3) 旅館業法

改正旅館業法は、2017年12月15日公布された。施行は、後述する新法である住宅宿泊事業法の施行日と同じ2018年6月15日である。

改正点は、これまで営業種別が、「ホテル営業」と「旅館営業」と区分されていたのが、「旅館・ホテル営業」に統合された(第2条第2項)。また、旅館業の欠格要件に暴力団排除規定等が追加された(第2条)。この法律の規定に違反して旅館業が営まれている(無許可営業)施設に対し、都道府県知事による報告徴収及び立入検査等の権限が設定された(第7条第2項)。そして、罰金の上限額が引き上げられた(第10条・第11条)(無許可営業者は3万円から100万円)。

また、旅館業法施行令では、「ホテル営業」と「旅館営業」の統合により、第1条が大幅に変更された。およその改正点は以下のとおりである。最低客室数(ホテル10室、旅館5室)の廃止、洋室の構造設備の要件の廃止、1客室の最低床面積の緩和(第1項第1号)、玄関帳場等の基準の緩和(第1項第2号)。

### 4) 住宅宿泊事業法

住宅宿泊事業法は、近年増加している、いわゆる民泊に対応するために、2017年6月16日に公布、2018年6月15日に施行された新しい法律である。

79条からなる法律であるが、およその構成は以下のとおりである。

第1章の総則では、定義を定めその中で「住宅宿泊事業」とは、旅館業法に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年間で180日以内のものであるとしている(第2条第3号)。

つづいて、第2章では、住宅宿泊事業について定める。ここでは、住宅宿泊事業を営もうとする者は、都道府県知事に届出なければならないとしている(第3条)。なお、宿泊者名簿の備付け等の義務はあるが(第8条)、旅館業法では定められている宿泊契約締結拒否の制限についての規定は設けられていない。そして、第18条では、都道府県は、条例により区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるとしている。

第3章では、住宅宿泊管理業について定める。住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させる間、不在となる場合などは、住宅宿泊管理業務を自ら行うか委託しなければならないとしている(第11条)が、住宅宿泊管理業は、国土交通大臣の登録を受けなければならないとしている(第22条)。したがって、届出住宅に家主が居住する家主居住型民泊では、住宅宿泊管理業務は原則必要ないが、家主が不在の、家主不在型民泊では、登録が求められる住宅宿泊管理業務が必要とされることとなる。

そして、第4章では、住宅宿泊仲介業が規定される。「住宅宿泊仲介業務」とは、宿泊者のた

め、届出住宅につき代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為、住宅宿泊事業者のため、宿泊者に対し代理して契約を締結し、又は媒介をする行為で（第2条第8号）、これらの行為を旅行者以外の者が、報酬を得て行う事業と定義し（第2条第9号）、観光庁長官の登録を必要としている（第46条）。なお、この対象は、外国において住宅宿泊仲介業を営む者も想定している（第61条）。

### 3. 各法の議論過程

#### 1) 通訳案内士法

通訳案内士法は、1949年通訳案内業法として制定された。そもそも、通訳案内業は、1907年内務省令案内業者取締規則により規制が始まり、1941年、国家総動員法に基づき制定された企業許可令並びに同企業許可令の施行細則により、内務省に加え鉄道省の規制という形で規制を受けることになった。これらは、日本国憲法施行に伴い1947年末に失効したため、通訳案内業法が制定されることとなった<sup>5)</sup>。

その後、幾度かの改正があるが、大きな改正としては、題名及び目的を改正した2005年の改正を上げることができる。この改正は、「観光立国の実現に向けて、外国人観光旅客に対する我が国の観光地としての魅力を総合的に高めていくため、通訳案内業に係る規制の緩和を通じた外国人観光旅客の接遇の一層の向上を図るとともに、各地域の市町村と民間組織が創意工夫を生かして行う魅力ある観光地の整備を促進する等外国人観光旅客の来訪促進のための措置を講ずる」ためのもので、題名及び目的を改正したほか、参入規制を緩和するとともに業務の適正の確保を図られた。また、外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律により、都道府県の区域内でのみ活動することのできる地域限定通訳案内士の資格を認め、通訳案内士法の特例を定めている<sup>6)7)</sup>。

しかし、今回の改正前の通訳案内士法では、「通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。」（旧第36条）と規定しているが、無報酬の善意通訳や「旅行に関する案内」をするものでない場合は通訳案内士の登録をする必要はなく、通訳サービスが付随的サービスとして提供される場合には、適法と認識される可能性も大きくなっていることや訪日ツアーの外国の添乗員が資格を有しないまま通訳ガイドサービスを提供しているケースが社会問題化している<sup>8)</sup>指摘もなされていた。

そうした中、観光庁では、2008年、増加する訪日外国人旅行者に対してどのような形で通訳ガイドサービスを提供するのかということを課題に通訳案内士のあり方に関する懇談会を設置し、そのヒアリング結果をもとにして「通訳案内士のあり方に関する検討会」を立ち上げ議論を行うこととした<sup>9)</sup>。

そして、関係者及び専門家で構成する通訳案内士のあり方に関する検討会は、2009年に、業務独占を前提とした現行の通訳案内士制度そのものの妥当性も含め、制度の抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うため設置された<sup>10)</sup>。

検討会は、2009年から2011年にかけて9回実施され、その最終報告書では、新しい通訳案内士制度のイメージとして、通訳案内士と通訳案内士以外のガイドが連携することによって、あらゆる外国人旅行者のガイド需要に対して良質なガイドサービスを提供できるような制度を早急に構築する必要がある、としたうえで、具体的な制度のイメージとして、全国区域に対応する通訳案内士と通訳案内士以外のガイドにより多様な外国人旅行者ニーズにより的確かつ柔軟に答えられるようにすることで、その資質管理を行ったうえで、ガイド業務を認めることが適当でとされている。

具体的には、総合特区制度を活用した通訳案内士制度の改革を図ることを方向性としているが、総合特区法を活用した通訳案内士制度の特例については、地域を限ったものであるため、全国的な制度のあり方については、総合特区法の運用状況を確認しながら、通訳案内士試験のあり方、現行法で認められた案内士以外の者に対する資格付与の可否等につき引き続き検討を行っていくべきであるとしている<sup>11)</sup>。

さて、今回の改正の方向性を大きく示したのが、2014年に第1回検討会が開催された、通訳案内士制度のあり方に関する検討会である。この検討会は、訪日外国人旅行者数の増加及びニーズの多様化に的確に対応できるよう、中長期的な視野から、新たな通訳案内士制度を構築するための具体的な方策について検討を行う<sup>12)</sup>、としている。

この検討会では、当初、現行の全国ガイド制度に加え、地域の実情に応じ、地域に根ざしたきめ細かな案内ができるよう、「地域ガイド制度」を全国的に導入すべきではないか、との意見が出され<sup>13)</sup>、通訳案内士制度のあり方については、旅行業やツアーオペレーター等の制度設計を踏まえ、より実効的なものとすべく、引き続き検討する<sup>14)</sup>と業務独占存続のうえ現行制度を改良する方向で検討がされていたと考えられる。

しかし、第12回通訳案内士制度のあり方に関する検討会では、規制改革会議の検討状況について、通訳案内士については、マッチングサイトを通じた口コミ情報などにより、質の悪いサービスは市場から淘汰されるので、国家資格による一定の品質確保に対するニーズに対応するには、名称独占で対応可能との規制改革会議側の提案者の意見が示された。これに対し観光庁は、業務独占については、ぼったくり問題、低品質な旅行に関する苦情や地域ガイドの着実な実施に取り組むべきとの声があることを示した。しかし、規制改革会議の岡議長は業務独占を廃止するしかないと考えており、観光庁においてもその方向で検討してもらいたい、ととりまとめている<sup>15)</sup>。

その結果、第14回検討会では、「規制改革に関する第4次答申（平成28年5月19日）」として、「訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する」ことが示された。あわせて、2016年6月2日閣議決定された同内容の「規制改革実施計画」も示されている<sup>16)</sup>。

そして、検討会の最終取りまとめでは、通訳案内士の業務独占を廃止し、名称独占のみ存続す

ることで、通訳案内士以外の主体も参画して、多様なニーズに臨機応変かつ的確に対応できるようにすること、通訳案内士の名称を「全国通訳案内士」とし、差別化を図ること、試験科目に「通訳案内の実務に関する項目」を追加すること、定期的な研修を義務付けること、地域限定通訳案内士制度等の既存の特例については、通訳案内士法の中ですべて一本化し、その名称を「地域通訳案内士」とすることなどを示している。

このなかで、業務独占規制廃止後の非有資格者対策については、中間とりまとめで通訳案内士やホテル、バス等を手配するランドオペレーターに対し、より適切な指導・監督ができる制度を導入することが示されたことを受けて、「旅行サービス手配業（仮称）」として登録が義務付けられるようにすべきである、としている。あわせて、有資格者と無資格者との差を明示した上で、旅行者等と通訳案内を行う者とのマッチングがなされるような情報提供サービスが実現されるよう、関係者間での取組を進めていくことも求めている<sup>17)</sup>。

その後、改正通訳案内士法が公布されたのち、2017年に、研修制度や通訳案内士試験の内容など、見直し後の制度全般の検討を行うため、新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会が設置され、政省令制定・改正作業、通達・ガイドライン制定作業、全国通訳案内士研修、全国通訳案内士試験、地域通訳案内士育成等基本方針の策定等の検討を行った<sup>18)</sup>。

## 2) 旅行業法

旅行業法の前身である旅行あつ旋業法は、1952年に、悪質な旅行あつ旋業者を排除し、健全な事業者を育成して、外国人および日本人の旅客の接遇の向上に資するため<sup>19)</sup>に、成立した。その後、幾度かの改正が行われているが、1971年改正は、旅行あつ旋業法から旅行業法への改題をはじめとする大規模な改正であった。この改正では、取引法的・助成法的な性格を盛り込み、新たな行政体系を構築した<sup>20)</sup>。

近年の大きな改正は、2004年の改正といえ、旅行業がより社会的な存在意義をもつには、どのような付加価値が求められるか、の視点で改正された。この改正は、既存の旅行業者が自らの優位性の向上を図ろうとした力が作用したと考えられ、旅行業者の提供するサービスの内の旅行内容に対する企画力やコンサルティング能力にも焦点があたっている<sup>21)</sup>。

その後、旅行業法施行規則の改正により、2007年に第3種旅行者においても、一定条件下で募集型企画旅行を実施できるようになったり、2013年地域限定旅行業が創設されたりしたが、ここまでの議論では、とりわけて訪日外国人旅行者の対応への視点はみられなかった。

観光庁は、2004年改正後に発足したものであるが、観光産業の強化に向け、これを実現するための具体的な方策について検討すべく<sup>22)</sup>2012年に観光産業政策検討会を設置した。この検討会の「提言」の主な内容のうち旅行業にかかわるものとして、ツアーオペレーター認証制度の導入・充実、旅行産業のあり方・現行諸制度の見直し、ニューツーリズム等の需要創出、顧客対応の高度化、他産業への参入、他企業との連携・事業統合、インバウンド及びMICE（Meeting, Incentive, Conference/Convention, Exhibition/Event）への取組み強化、三国間観光も含む積極的

な海外展開、組織的な安全マネジメントの構築、IT時代の消費者保護などがある<sup>23)</sup>。そして、「観光産業政策検討会提言」を受け、今後の旅行産業のあり方、現行諸制度の見直しの方向性等について検討を行うため、「旅行産業研究会」を開催した<sup>24)</sup>。

旅行産業研究会の「報告書」での主なポイントとしては、インターネット取引の増加や海外OTA（Online Travel Agent）の台頭への対応、旅行業に係る安全マネジメント制度の導入、着地型旅行の普及に向けた商品造成の促進・販売経路の拡大、標準旅行業約款制度の見直しを示している<sup>25)</sup>。そのほか、現行旅行業制度の範囲外の論点として、ここでは、インバウンドを取り扱うランドオペレーターへの対応、新しいCtoC（Consumer to Consumer）サービスの萌芽への検討も上げている<sup>26)</sup>。

そして、2016年には、3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」<sup>27)</sup>において「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に位置づける」こととされ、これに関連する施策として「観光関係の規制・制度の総合的な見直し」が位置づけられたことを受けて、「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」を設置して、旅行業法のあり方とランドオペレーターのあり方についての2つの課題に対応することとしている<sup>28)</sup>。この検討会の中間とりまとめでは、増加する訪日外国人旅行者の受入環境の整備、旅行の安全・取引の公正確保としてのランドオペレーターに係る制度の創設を示している<sup>29)</sup>。

### 3) 旅館業法・住宅宿泊事業法

住宅宿泊事業法は、自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」<sup>30)</sup>が急増し社会問題化しているため、2015年から2016年にかけて、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長及び観光庁審議官が、「民泊サービス」のあり方に関する検討会を開催し、民泊問題に対する検討が行なわれた後に制定された。民泊問題は、旅館業法にかかわる問題を含むため、同検討会では、現行の宿泊事業を規制する法律である旅館業法についての問題点も抽出され、あわせて、旅館業全体の制度についての課題も言及された<sup>31)</sup>。住宅宿泊事業法は、この議論ののち制定されたものであるため、この時点では、民泊を旅館業法の中に組み込む可能性もあった。

第1回の検討会では、民泊につき、基本的な視点として、衛生管理面、テロ等悪用防止の観点から、宿泊者の把握を含む管理機能が確保され、安全性が確保されること、地域住民とのトラブル防止、宿泊者とのトラブル防止に留意すべきこと、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要や、空きキャパシティの有効活用等地域活性化などの要請に応えることが挙げられ、想定される主な論点として、民泊の必要性、旅館業法との関係（位置付け、構造設備基準との関係）、建築基準法における用途地域規制との関係、建築基準法、消防法における構造設備基準との関係、旅行業法との関係、仲介事業者の位置付け・役割等が示された。そして、検討に際して留意すべき点として、旅館・ホテルとの競争条件、地域ごとの宿泊需給の状況、規制内容や方法に対応した自治体の体制、課税の適正化を挙げている<sup>32)</sup>。

こうして、民泊並びに旅館業法制についての議論が始まったが、議論を重ねるにつれ、既存の旅館業法のスキームにその限界が顕れてくる。

そもそも、旅館業法は、1948年、戦前、警察命令に基づき各都道府県で実施していた旅館業に対する取締を、公衆衛生の見地からのみ取締を目的とする法律として規定された<sup>33)</sup>。そして、1957年、翌年の売春防止法の全面施行に備え、公衆衛生の見地からのみではなく、風紀取締の見地からも規制する改正がされた<sup>34)</sup>。その後、1996年に旅館業の発展の観点も加えられたが、根本的な部分では制定後改正がなされていない消極的な取締法規である<sup>35)</sup>。

旅館業法では、旅館業を、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業に区分していたが、ホテル営業は洋式の構造設備を持つものとし、旅館営業は和式の構造設備を持つものとしていた。そして、それぞれに政令で最低客室数を定めていた。また、玄関帳場（フロント）設置義務を課し、宿泊契約締結の拒否の制限を規定することで原則宿泊客を拒むことを認めていない。これらの規定は、旅館業法が成立した時代には想定できない昨今の宿泊環境の変化には対応できないものとなっている。そもそも、和式と洋式を区分し構造設備に差を設けることや一棟貸しの宿泊施設の成立を阻害する最低客室数の設定に今日では、意義が認められない。簡易宿所営業においては、最低客室数は定められていなかったが、構造設備基準として、客室の延床面積が33平方メートル以上であることとされていたため、1室だけを宿泊に提供する営業はできないことになる。また、宿泊契約締結の拒否の制限は、インターネットによりCtoC（Consumer to Consumer）がなされ相互の信頼により宿泊の合意に至る前提の民泊にはなじまないところがある。そのほか、下宿営業と貸室業の違いなど法文を読んだだけでは十分解釈しきれないところがあり、これらは、通知や指導での運用されてきている。

このように民泊の議論の中で、旅館業法の時代遅れ、意味のない規定を見出すことができ、旅館業法施行令における簡易宿所営業の延床面積については、宿泊者の数が10人未満の場合には、3.3平方メートルに宿泊者の数を乗じた面積とすることを住宅宿泊事業法、旅館業法改正法の公布に先立ち2016年4月1日から施行している。

さて、前述の「明日の日本を支える観光ビジョン」では、民泊サービスへの対応として、自宅等を活用した民泊サービスについて、懸念される課題（治安、衛生、近隣トラブル等）に適切に対応しつつ、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよう、「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、ルールづくりに向けて検討（本年（注2016年）6月中を目途に最終とりまとめ）し、必要な法整備に取り組む<sup>36)</sup>ことを示している。これは、第8回の検討会でも示されている<sup>37)</sup>。そして、第11回検討会では、「規制改革に関する第4次答申（平成28年5月19日）」における民泊サービスにおける規制改革として、およそ、次のような事項が示された。

- ・民泊サービスは、ITを活用したシェアリングエコノミーの一分野であるが、シェアリングエコノミーについては、経済効果や国民の利便性向上といった観点から、これを推進していくことが必要である。



- ・適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、…（中略）…早急に法整備に取り組む。この新たな枠組みで提供されるものは住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法とは別の法制度とする。
- ・「届出」及び「登録」の手続はインターネットの活用を基本とし、マイナンバーや法人番号を活用することにより住民票等の添付を不要とすることを検討するなど、関係者の利便性に十分配慮する。
- ・既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについても、民泊に対する規制の内容・程度との均衡も踏まえ、早急に検討する<sup>38)</sup>。

そうして、第12回検討会で、民泊サービスの制度設計についての案が示され、制度目的を民泊の健全な普及、多様化する宿泊ニーズや逼迫する宿泊需給への対応、空き家の有効活用等とした上で、制度枠組みの基本的な考え方を「家主居住型」と「家主不在型」に区別した上で、住宅提供者、管理者、仲介事業者に対する適切な規制を課し、行政が、住宅を提供して実施する民泊を把握できる仕組みを構築し、住宅を活用した宿泊サービスは、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法とは別の法制度として整備するものとしている。さらに、既存の旅館、ホテルと異なる取扱いとすることについて、合理性のある「一定の要件」を設定して、この「一定の要件」を超えた営業行為は旅館業法の許可対象とすることも示している。また、宿泊拒否制限規定の見直しなど既存の旅館・ホテルも含めた規制の見直しも述べている<sup>39)</sup>。

なお、この検討会の最終報告書<sup>40)</sup>は、以上の趣旨に準じた内容で取りまとめられた。

#### 4. 法案成立における意思形成

##### 1) 観光産業を取り巻く環境

社会の「望ましくない状態」が「政策問題」として認識・定義されると、次の段階が政策問題の解決案（政策案）の設計である。社会状況の分析結果をもとに、多様な政策手段が組み合わせられて解決策が設計される。そして、担当府省で政策案と関連する法案が準備され、国会で決定される。決定された政策は行政機関を中心に実施され、政策がもたらした効果が評価される<sup>41)</sup>。

本稿は、2018年に施行された改正法あるいは制定された観光事業にかかわる法制について検討しているが、その対象となる観光産業、すなわち、通訳案内、旅行業、宿泊業について「望ましくない状態」があり、問題として認識されたため解決策が設計されるにあたり、各法が、いかなる経緯を経て決定に至ったのかを明らかにしようとしている。

ここでは、各法の設計を検討する前に、まず、「望ましくない状態」が生じる前提となる、対象観光産業に共通する近年の環境変化について整理しておく。

第一は、訪日外国人旅行者の急激な増加である。2009年に開催された観光立国推進戦略会議において中長期的な戦略として2020年に2000万人を目標とすべき<sup>42)</sup>とされたが、この目標は、2016年に達成され、2016年、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議は、2020年の目標に

4000万人<sup>43)</sup>を新たに示している。このことは、当初の想定より、速いスピードで観光を取り巻く環境が変化していることを表しており、その変化をフォローできない状態においては、「望ましくない状態」が生じる下地になると考えられる。

そして、情報通信技術の進展である。これは、情報収集のあり方や情報発信、決済方法を含め従来の流通形態に変化をもたらす要因になる。情報通信技術の進展が可能にした、SNS (Social Networking Service) や CtoC (Consumer to Consumer) 取引の普及は、観光産業に影響を与えるものとみられる。LCC (Low Cost Carrier) は、こうした状況において近年成長したと考えられる。

さて、前章でみたように、旅行業法の改正は、通訳案内士法改正と連動して議論されている。また、旅館業法の改正は、民泊にかかるルール作りをする過程で議論された。したがって、以下では、旅館業法と住宅宿泊事業法のみならず、旅行業法と通訳案内士法もあわせて論じる。

なお、これらの法案成立における意思形成においてその過程を顧みると、根幹の部分、すなわち、通訳案内士においては業務独占を廃すること、民泊においては推進していくことが規制改革会議より示され、それ以降この前提で議論が進められた。安倍首相は2015年の施政方針演説で「成長戦略の実行。大胆な規制改革」<sup>44)</sup>を弁じている。これを受けた規制改革会議においては、この前提は自然な成り行きといえるが、この部分の政策決定は、統治するエリートの価値や選好が反映されたものと考えられる<sup>45)</sup>。政策案は、通常、担当者の部局を中心に準備が進められる。しかし、政権にとって重要な問題である場合、内閣官房・内閣府の各種会議においても議論が進められる。とりわけ近年では、いわゆる「官邸主導」としての傾向が強まっている<sup>46)</sup>がその例の現れともいえよう。

## 2) 通訳案内士法・旅行業法

改正に至るまでの通訳案内士における「望ましくない状態」については、真子和也は2011年の「通訳案内士のあり方に関する検討会最終報告書」<sup>47)</sup>を出発点に、通訳案内士は大都市に集中しており地域的・言語的に偏在し、專業就業者の割合は約1割であり、無資格ガイドがガイド行為を行っており、これに対する取締りは不十分であるほか、試験が難関であること、地域限定通訳案内士、特例通訳案内士(特例ガイド)、ボランティアガイドなどガイド資格の多様化していることを2016年時点での主な論点として整理している<sup>48)</sup>。

しかし、「望ましくない状態」であっても、気づかなければ、もしくは、それを「望ましくない」と認識しなければ問題とはならない。さらに、それらの中で当該問題が深刻かつ重要な問題であると認識されなければ、解決策の検討が後回しにされる可能性が高くなる<sup>49)</sup>。

通訳案内士についていえば、2005年の改正では、その概要で、国家試験の実施基準や一部免除<sup>50)</sup>を定め、参入規制の緩和を図ることや地域限定通訳案内士の資格を認める通訳案内士法の特例については示されていたが、業務の適正の確保は示すものの無資格ガイドについては特にフォーカスされていなかった<sup>51)</sup>。つまり、無資格ガイドの問題は、2005年時点では十分に「望ま

しくない」問題と認識されていなかったといえ、その後の急激な訪日外国人旅行者の増加がこの認識を高めていったといえる。

2015年3月の第7回通訳案内士制度のあり方に関する検討会では、検討会の委員の意見が整理され、通訳案内士団体の意見として、「現在は業務独占であるが、…（中略）…、制度として形骸化。国による無資格ガイドの徹底的な取締りが求められる」「優秀な通訳案内士は、日本の文化力であり、これを担保する通訳案内士制度は、国家資格として維持・存続させるべき」と示している<sup>52)</sup>。前章で述べたように、2016年2月に開催された第12回の検討会では、規制改革会議による業務独占を廃止する方向性が示されたが、2016年3月に開催された第13回検討会では、前回の検討会の意見がまとめられ、通訳案内士団体からの意見として、「業務独占が外れた場合においても、旅行会社が依頼する場合は、必ず通訳案内士でなくてはいけない」、「韓国が、1999年に規制緩和を行った後、10年経って、資格制度を再び見直した」<sup>53)</sup>などを示している。そして、2016年6月に開催された第14回検討会で全国通訳案内士団体は、業務独占の廃止を前提としたうえで、「国家資格の通訳案内士と無資格者との差別化を図る」「悪質なガイドや業者に対する対策を強化する」「通訳案内士の質の担保への更なる施策を実施する」「試験制度の継続と改善」との要望を示している<sup>54)</sup>。一方、地方公共団体は、「（通訳案内を）資格取得者に業務を限定することは、限界があるのではないか」<sup>55)</sup>など、旅行会社は、「仮に業務独占を廃止したとしても運用的には限りなく今の資格制度に近づく」<sup>56)</sup>などとの意見を示している。

以上をみると、通訳案内士団体側は業務独占の維持を求めているものの、業務独占の廃止が既定路線になると資格制度の維持、有資格者の存在意義の強化を目指した主張に変化させていることがわかる。一方、その他の関係者は、業務独占の維持に、消極的、あるいは、こだわらない姿勢であることがうかがえる。

そして、最終的に業務独占は廃され、資格制度が存続した結果は、公共政策は諸利益集団の相対的影響力によって均衡点が決定され、均衡点としての政策は相対的影響力の増大した集団の望む方向に移動し、相対的影響力の減少した集団からは離れていくもので、諸集団の影響力の消長に従ってそれを反映するように変化するものである<sup>57)</sup>、ことを物語っている。

一方、旅行業法の改正における主要な改正点のひとつは、旅行サービス手配業の登録制度の創設である。これについては、2016年の規制改革実施計画で「業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する」<sup>58)</sup>ことが示され、通訳案内士制度のあり方に関する検討会の中間とりまとめ、最終とりまとめにおいても、業務独占規制廃止後の非有資格者対策として、ランドオペレーターの登録制を言及している<sup>59)</sup>。また、旅行産業研究会の「報告書」において、インバウンドを取り扱うランドオペレーターへの対応の必要性を認め<sup>60)</sup>、さらに、新たな時代の旅行業法制に関する検討会の中間とりまとめでは、より踏み込んで、旅行の安全・取引の公正確保のためランドオペレーターに対する政府の規制の必要性を示している<sup>61)</sup>。

また、2つ目の改正点である地域限定旅行業務取扱管理者の創設は、観光庁が促進する着地型

旅行の普及、観光地域づくりの中心となる組織・機能の確立<sup>62)</sup>、旅行産業研究会の「報告書」で示された、着地型旅行の普及に向けた商品造成の促進・販売経路の拡大<sup>63)</sup>、新たな時代の旅行業法制に関する検討会中間とりまとめで示された、様々な旅行者のニーズに対応できる旅行商品造成の環境整備に向けた検討<sup>64)</sup>、そして、規制改革実施計画での、地方における規制改革<sup>65)</sup>に適用ものである。

したがって、今回の旅行業法改正については、関係者間のコンフリクトは、浮き出てこなかったものとみられる。

### 3) 住宅宿泊事業法・旅館業法

民泊問題の「望ましくない状態」は、民泊が、宿泊にかかる法制度を越えて実態が先行し、その実態に対し取り締まり切れない、把握しきれない実情があったことである。

そもそも、民泊の価値は、本来、事業者でない空き室を有するホストと消費者である旅行者・ゲストがマッチングした空き室を利用することで双方に利益が生じるところにある。これは、インターネットの発達により、事業者でないホストとゲストとの間に、仲介事業者のマッチングサイトが出現し、C to Cビジネスが生まれることで、容易になった。また、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業は、旅館業になり、許可を受けなければならないが、旅館業に該当する民泊を始めるためには、さまざまな要件を満たさなければならない。そのため民泊は、既存の法制に適合できない部分が多く、一方、当該サービスに対する需要が多いため、実態が先行し、旅館業の許可を得ていない民泊が多くみられた<sup>66)</sup>。

一方、旅館業法については、実質的には、70年ぶりの改正といえるが、これは、特にこの法律に関して異を唱える企業が出てこず、既成概念を変える必要性<sup>67)</sup>が問題として認識されなかったためといえる。政策決定過程に至る前に、様々な問題のうち、政府がその解決に取り組むべき問題を定める「課題設定」の段階がある<sup>68)</sup>。「望ましくない状態」が「政策問題」として認識される過程といえるが、定期的に取り上げられている項目については課題の「設定」という観念は成り立ちにくく、「課題設定」が意味を持つのは「新しい項目」をめぐってである<sup>69)</sup>。民泊問題は、上述の情報通信技術の進展や訪日外国人旅行者の増加という社会環境の変化に伴って、法制度を越えて実態が先行した事実、多くの利害関係者が関与しているため、まさに、「新しい項目」として認識されたといえよう。

旅館業法についていえば、「必ずしも大幅な改正は必要ない」という意見も多数あったが、民泊などと明確な線引きが必要という判断から「やはり改正が必要」という意見が多数を占めるようになった<sup>70)</sup>よう、民泊という「新しい項目」が現れなかったら旅館業に関して「望ましくない状態」があったとしても、旅館業法の改正は、政府がその解決に取り組むべき課題には設定されなかったのではないかと考えられる。

こうして、「望ましくない状態」が「政策問題」として認識された民泊問題については、2015年11月、第1回の「民泊サービス」のあり方に関する検討会が開催された、この検討会の構成

員には、宿泊関係者、不動産事業関係者、自治体関係者、消費者関係者のほか学識経験者などからなるが、これらに加え、民泊関係者、旅行業界関係者、経済団体、規制改革会議関係などからのヒアリングも行われている。宿泊行政の所管はさまざまな官庁に属するが、厚生労働省、国土交通省、観光庁、消防庁に加え警察庁からの出席もあった。

これらの多様な関係者はそれぞれ相反する利害関係を持っている場合がある。概ね、宿泊事業者は競合、宿泊サービスの品質の維持の観点から反対し、住民の視点からは住環境の維持という点が重視される。不動産関係者は、空き室の活用から推進を主張する一方不動産価値の維持から慎重な意見もある。民泊事業関係者は、その意義を主張するものの、違法民泊については取り締まりを求める意見もあった<sup>71)</sup>。

このように議論が行われたが、上述のように規制改革会議が民泊を推進していくことを示して以降この前提で議論が進む。しかし、それぞれの利害関係者の意向は変わるわけではなく、それをいかに調整するかで、議論されることになる。

その結果、最終報告書では、民泊を、住宅を活用した宿泊サービスの提供と位置付け、年間提供日数上限を180日以下とすることで、既存の事業者である宿泊施設と違い経営的観点からビジネスとしての参入は難しいものとする事になった<sup>72)</sup>。一方、「住宅」であるゆえ住居専用地域でも実施可能とし、宿泊拒否制限規定は設けないこととした。また、旅館業法の改正についても検討すべきであるとしたうえで、旅館とホテルを区別することの合理性が薄れてきていることや宿泊拒否の制限規定について見直す方向で検討すべきであるとしているが<sup>73)</sup>、前者については改正されたものの後者については残置している。

なお、住宅宿泊事業法第18条では、条例による住宅宿泊事業の実施の制限を認め、住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する自治体に住宅宿泊事業法で定める180日以下に住宅宿泊事業を実施する期間を制限することを認めている。これは、安倍首相の施政方針演説での地方の発意による地方分権<sup>74)</sup>や地方の創意工夫<sup>75)</sup>に矛盾しない。その結果、各地の実情に応じて、自治体において民泊政策が立てられる余地ができた。

## 5. まとめ

本稿では、2018年に施行された観光事業にかかわる法律の改正、制定の背景について論じてきた。すでに論じたように、これらの法律は、訪日外国人旅行者の増加と情報通信技術の進展による外部環境の変化により、変えていくことを余儀なくされた前提がある。その変化した結果については、改正、制定された法制度に表れている。しかし、そのような形に改正、制定された理由はどこにあったのか。本稿では、改正、制定にいたる過程を検証、分析することにより、改正、制定されたような法律になった経緯を明らかにした。

さて、前章までで考察したように、通訳案内士の業務独占の廃止、民泊の推進は、規制改革会議の意向が大きく反映されたことがわかる。それぞれの検討会で、その前半においては、検討会委員・構成員の各々の立場から意見が出されたが、結果として、規制改革会議の意向が示された

以降、通訳案内士の業務独占の廃止、民泊の推進の方向性は揺るがなかった。これらは既定の路線であったと考えてもよいかもしれない。

しかし、この方向性を望まない関係者、すなわち、特に、通訳案内士法については通訳案内士団体、民泊については宿泊関係者の意向は、通訳案内士の業務独占の廃止、民泊の推進が前提としたうえで、かなり取り入れられたと考える。具体的には、通訳案内士法については、通訳案内士試験の残置、民泊については、年間提供日数を180日以下にすることで、既存の宿泊機関との競争力を削いだことである。また、地方自治体については、条例で制限できることとすることで、その住民の意向が考慮できる余地をつくっている。

これらを鑑みると、規制改革会議の方針は受け入れなければならないものの、当該法制の関係者の意向をくみ取りながら、関係省庁において、関係者間のバランスに考慮した改正、制定作業がなされたものとする。

最後に、残された課題として、なぜ、規制改革会議は、通訳案内士の業務独占の廃止、民泊の推進を組上にあげたのかという点がある。これは観光研究の範囲を超える課題であるが、それを明らかにすることで、今回の改正、制定の背景がより明瞭になると考えている。

## 注

- 1) 観光庁編『平成28年版観光白書』（昭和情報プロセス、2016）11頁。
- 2) JNTO「年別 訪日外客数、出国日本人数の推移」  
[https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/marketingdata\\_outbound.pdf](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/marketingdata_outbound.pdf)（2019.8.28）。
- 3) 観光庁編、前掲書、64頁。
- 4) 同上書、180-181頁。
- 5) 寺前秀一『観光政策学』（イブシロン出版、2007）273-274頁。
- 6) 国土交通省ホームページ平成17年2月7日「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案について」  
[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010207\\_2\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010207_2_.html)（2008.2.28）。
- 7) 2005年の改正については、廣岡裕一「日本における訪日旅行者関連法についての最近の動向」『Northeast Asia Tourism Research』第4巻第1号（2008）、139-142頁参照。
- 8) 寺前、前掲書、274頁。
- 9) 観光庁「通訳案内士のあり方に関する懇談会の設置について」（2008）。  
<https://www.mlit.go.jp/common/000059038.pdf>（2019.9.3）
- 10) 観光庁「通訳案内士のあり方に関する検討会設置要領」（2009）<https://www.mlit.go.jp/common/000058989.pdf>（2019.9.3）、観光庁「通訳案内士のあり方に関する検討会の設置について」（2009）<https://www.mlit.go.jp/common/000058990.pdf>（2019.9.3）。
- 11) 通訳案内士のあり方に関する検討会「通訳案内士制度のあり方に関する最終報告書」（2011）  
<https://www.mlit.go.jp/common/000140060.pdf>（2019.9.3）。
- 12) 観光庁観光資源課「第1回通訳案内士制度のあり方に関する検討会の開催結果について（概要）」（2014）<http://www.mlit.go.jp/common/001064988.pdf>（2019.9.3）。
- 13) 観光庁「第8回通訳案内士制度のあり方に関する検討会 【資料2】制度の法的枠組み（案）」

- (2015) <http://www.mlit.go.jp/common/001092601.pdf> (2019.9.3)。
- 14) 観光庁「第11回通訳案内士制度のあり方に関する検討会 【資料3】 通訳案内士制度を巡る状況及び今後の対応について」(2015) <http://www.mlit.go.jp/common/001122819.pdf> (2019.9.3)。
  - 15) 観光庁「第12回通訳案内士制度のあり方に関する検討会 【資料2】 規制改革会議の検討状況について」(2016) <http://www.mlit.go.jp/common/001122871.pdf> (2019.9.3)。
  - 16) 観光庁「第14回通訳案内士制度のあり方に関する検討会 【資料2】 通訳案内士制度の見直しに関するこれまでの経緯及び規制改革会議の答申等について」(2016) <http://www.mlit.go.jp/common/001134606.pdf> (2019.9.3)。
  - 17) 通訳案内士制度のあり方に関する検討会「通訳案内士制度の見直し方針について最終取りまとめ」(2017) <http://www.mlit.go.jp/common/001175894.pdf> (2019.9.3), 通訳案内士制度のあり方に関する検討会「通訳案内士制度の見直し方針について中間取りまとめ」(2016) <http://www.mlit.go.jp/common/001153044.pdf> (2019.9.3)。
  - 18) 観光庁「第1回新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会 【資料2】 今後の検討項目について」(2017) <http://www.mlit.go.jp/common/001187706.pdf> (2019.9.3)。
  - 19) 『時の法令』77号(1952), 42頁。
  - 20) 土橋正義『旅行業法解説』(森谷トラベルエンタプライズ, 1972) 11-12頁。
  - 21) 廣岡裕一『旅行取引論』(晃洋書房, 2007) 114-115頁。
  - 22) 観光庁ホームページ [https://www.mlit.go.jp/kankocho/category01\\_000018.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/category01_000018.html) (2019.9.4)。
  - 23) 「観光産業政策検討会『提言』の主な内容」(2013) <https://www.mlit.go.jp/common/000992475.pdf> (2019.9.4)。
  - 24) 観光庁ホームページ [http://www.mlit.go.jp/kankocho/page06\\_000076.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/page06_000076.html) (2019.9.4)。
  - 25) 「旅行産業研究会『報告書』の主なポイント」(2014) <https://www.mlit.go.jp/common/001040389.pdf> (2019.9.4)。
  - 26) 旅行産業研究会「旅行産業の今後と旅行業法制度の見直しに係る方向性について」(2014) <https://www.mlit.go.jp/common/001040390.pdf> (2019.9.4)。
  - 27) <https://www.mlit.go.jp/common/001126598.pdf> (2019.9.4), 『明日の日本を支える観光ビジョン構想会議』(議長:内閣総理大臣)において, 策定された新たな観光ビジョン。
  - 28) 観光庁観光産業課・観光庁観光資源課「新たな時代の旅行業法制に関する検討会第1回検討会(資料1)「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」設置について(案)」<https://www.mlit.go.jp/common/001148476.pdf> (2019.9.4)。
  - 29) 新たな時代の旅行業法制に関する検討会「『新たな時代の旅行業法制に関する検討会』中間とりまとめ」(2016) <https://www.mlit.go.jp/common/001155909.pdf> (2019.9.4)。
  - 30) 「第1回『民泊サービス』のあり方に関する検討会資料『民泊サービス』のあり方に関する検討会開催要領」(2015), <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000105308.pdf> (2016.9.4)。
  - 31) 廣岡裕一「宿泊サービスと宿泊契約」『政策科学』24巻4号(2017), 82頁。
  - 32) 「第1回『民泊サービス』のあり方に関する検討会資料今後の検討に当たっての基本的な視点と想定される主な論点(案)」(2015) <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000105316.pdf> (2019.9.4)。
  - 33) 深澤雅貴「旅館業法の一部を改正する法律」『法令解説資料総覧』182号(1997.3) 35頁。
  - 34) 同上, 35頁。
  - 35) 廣岡, 前掲, 84-85頁。
  - 36) 注27参照。
  - 37) 「第8回『民泊サービス』のあり方に関する検討会資料明日の日本を支える観光ビジョン構想会

- 議について」(2016) <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000120946.pdf> (2019.9.4)。
- 38) 「第11回『民泊サービス』のあり方に関する検討会 資料規制改革に関する第4次答申(抜粋)(内閣府規制改革推進室)」(2016) <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000124990.pdf> (2019.9.4)。
- 39) 「第12回『民泊サービス』のあり方に関する検討会 資料民泊サービスの制度設計について」(2016) <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000126858.pdf> (2019.9.4)。
- 40) 「『民泊サービス』の制度設計のあり方について」(2016) <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000128393.pdf> (2019.9.4)。
- 41) 秋吉貴雄『入門公共政策学』(中央公論新社, 2018) 67頁。
- 42) 観光立国推進戦略会議「訪日外国人2,000万人時代の実現へ」(2009) <https://www.mlit.go.jp/common/000059772.pdf> (2019.9.5)。
- 43) 注27参照。
- 44) 首相官邸ホームページ「第百八十九回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」(2015) [https://www.kantei.go.jp/jp/97\\_abe/statement2/20150212siseihousin.html](https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20150212siseihousin.html) (2019.9.5)
- 45) 宮川公男『【第2版】政策科学入門』(東洋経済新報社, 2002) 139頁。
- 46) 秋吉, 前掲書, 118頁。
- 47) 前掲, 「通訳案内士制度のあり方に関する最終報告書」。
- 48) 真子和也「通訳案内士制度をめぐる動向」『調査と情報』890号(2016) 9-11頁。 [http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9633604\\_po\\_0890.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9633604_po_0890.pdf?contentNo=1) (2019.9.5)。
- 49) 秋吉, 前掲書, 36-37頁。
- 50) この時の改正を通じて, 試験は, 難易度を極端に高いものにする事は避けられるようになった(廣岡, 「日本における訪日旅行者関連法についての最近の動向」140頁)。
- 51) 国土交通省ホームページ「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案について」(2005) [http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010207\\_2\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010207_2_.html) (2019.9.5)。
- 52) 「第7回通訳案内士制度のあり方に関する検討会 【資料1】通訳案内士制度のあり方に関する検討会 委員の意見」(2016) <http://www.mlit.go.jp/common/001087748.pdf> (2019.9.6)。
- 53) 観光庁「第13回通訳案内士制度のあり方に関する検討会 【資料2】前回の検討会における各委員の意見」(2016) <http://www.mlit.go.jp/common/001131106.pdf> (2019.9.6)。
- 54) 全国通訳案内士団体「第14回通訳案内士制度のあり方に関する検討会 【資料4-1】通訳案内士制度に関する要望」(2016) <http://www.mlit.go.jp/common/001134752.pdf> (2019.9.6)。
- 55) 前掲, 「第7回通訳案内士制度のあり方に関する検討会【資料1】」。
- 56) 前掲, 「第13回通訳案内士制度のあり方に関する検討会【資料2】」。
- 57) 宮川, 前掲書, 144頁。
- 58) 「規制改革実施計画」(2016) <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/160602/item1.pdf> (2019.9.6)。
- 59) 前掲, 「通訳案内士制度の見直し方針について最終取りまとめ」, 前掲, 「通訳案内士制度の見直し方針について中間取りまとめ」。
- 60) 前掲, 「旅行産業の今後と旅行業法制度の見直しに係る方向性について」。
- 61) 新たな時代の旅行業法制に関する検討会「『新たな時代の旅行業法制に関する検討会』中間とりまとめ」(2016) <http://www.mlit.go.jp/common/001155909.pdf> (2019.9.6)。
- 62) 観光庁編『平成27年版観光白書』(日経印刷, 2015) 134, 136頁。



- 63) 前掲, 「旅行産業の今後と旅行業法制度の見直しに係る方向性について」。
- 64) 前掲, 「『新たな時代の旅行業法制に関する検討会』中間とりまとめ」。
- 65) 前掲, 「規制改革実施計画」。
- 66) 廣岡裕一「民泊条例の波紋～観光立国にふさわしい制度構築に向けて」『月刊自治研』2018年5月号, 10-11頁。
- 67) 「旅館業法改正」村上実, TMI 総合法律事務所『法律から見えてくる「ホテル業界」』(クロスメディア・パブリッシング, 2019), 54頁。
- 68) 伊藤光利, 田中愛治, 真淵勝『政治過程論』(有斐閣, 2000), 35頁。
- 69) 同上書, 58頁。
- 70) 寺前秀一「旅館業法の問題点」, 村上他, 前掲書, 57頁。
- 71) 廣岡, 「民泊条例の波紋～観光立国にふさわしい制度構築に向けて」, 11-12頁。「『民泊サービス』のあり方に関する検討会」各議事録, <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin.html?tid=312986> (2018.3.16)。
- 72) 「第10回『民泊サービス』のあり方に関する検討会」における公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会提出資料 <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000124127.pdf> (2019.9.6) は, 「年間180日(15日×12ヶ月)以下の稼働日数の制限がある場合⇒経営的観点からビジネスとしての参入は不可能」と総括している。
- 73) 前掲, 「『民泊サービス』の制度設計のあり方について」。
- 74) 前掲, 「第百八十九回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」。
- 75) 首相官邸ホームページ「第百九十回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」(2016) [https://www.kantei.go.jp/jp/97\\_abe/statement2/20160122siseihousin.html](https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20160122siseihousin.html) (2019.9.5)

